

沼津市戸田はかま滝オートキャンプ場  
指定管理者募集要項

令和8年6月  
沼津市

## 1 募集の趣旨

沼津市戸田はかま滝オートキャンプ場（以下「キャンプ場」という。）は、自然の中で健全なレクリエーション活動を実施する場を提供するとともに、観光の振興を図ることを目的としています。

沼津市（以下「市」という。）では、地方自治法の一部改正により創設された指定管理者制度を平成 18 年 4 月から導入しています。

指定管理者制度を導入することにより、民間団体を含めた多様な団体の活力や柔軟な発想を活かし、キャンプ場において、これまで以上に利用者本位の柔軟なサービスを提供するとともに、効率的な経営の推進を図っています。

指定管理者制度は、市の管理権限を指定管理者に代行してもらうため、どのような維持管理業務を行うべきかについての検討・判断をして執行することはもちろん、利用料金の設定、事件・事故・苦情などへの対応、各種イベントの実施、施設の保守管理、軽微な修繕、園路の維持管理、場内の樹木の剪定、枯損木・支障木の除去等、キャンプ場において行うべき管理運営を指定管理者が行うこととなります。

また、指定管理者制度は、民間団体のノウハウを活かして、サービスの向上と収支の改善を目指すものであることから、サービスの向上と経費の削減が可能となるような、積極的なマネジメントが求められます。

キャンプ場の設置目的及び関係法令等を念頭に置き、安全かつ効率的にキャンプ場を管理運営することができる指定管理者を募集します。

## 2 施設の概要

(1) 名称 沼津市戸田はかま滝オートキャンプ場

(2) 所在地 沼津市戸田 3908 番地の 13

(3) 施設

① 敷地：約 13,275 m<sup>2</sup>

② 施設

- ・管理棟（事務室、トイレ、シャワー、コインランドリー等）1 棟
- ・炊事棟 1 棟
- ・オートサイト 14 区画
- ・キャンプサイト（フリーサイト）1 区画
- ・駐車場、給排水施設、電気施設、園路、樹木

### 3 施設の管理運営方針

指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、より質の高いサービスを利用者に提供するとともに、管理経費等の節減を図ることとします。

#### (1) 基本方針

キャンプ場は、自然の中で健全なレクリエーション活動を実施する場を提供するとともに、市民や観光客の余暇活動及び活力ある地域づくりの推進を図る場として適切な管理を行うこととします。

#### (2) 維持管理・運営方針

- ① 施設や設備については、利用者が安全に利用できることを第一とし、全ての施設を清潔に保つ、かつ機能を正常に維持し、仕様書等に基づき適正な管理と保守点検を行うこと。
- ② 利用者の安全確保と場内の景観維持のために、日常的に場内の樹木や園路の点検を行い、園路の維持管理、場内の樹木の剪定、枯損木・支障木の除去、その他必要な業務を適宜適切な方法で行うこと。
- ③ 公の施設であることを常に念頭において、利用者の平等な利用を確保するとともに地域住民の意見を反映した管理運営を行うこと。
- ④ 事業計画書等に基づき、施設の効用を最大限に発揮させるような創意工夫を行い、管理経費等の節減に努めること。
- ⑤ 利用者の意見を聴き、管理運営に反映できるようにすること。
- ⑥ 利用者に対しては、親切かつ丁寧な接遇等のサービスを行うこと。
- ⑦ 市と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。
- ⑧ 個人情報保護の徹底を図ること。

### 4 管理運営の基準

沼津市戸田オートキャンプ場条例（平成 17 年条例第 16 号）（以下「条例」という。）に規定するもののほか、その他規則、別紙「沼津市戸田はかま滝オートキャンプ場指定管理者管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）等で定める基準に従ってキャンプ場の管理運営を行うものとします。

### 5 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、条例第 9 条に規定する業務とします。

- (1) 条例第 4 条の規定による使用の許可に関する業務
- (2) 条例第 5 条の規定による使用の制限に関する業務
- (3) 条例第 6 条の規定による使用の停止、使用許可の取り消し、使用許可の条件変更に関する業務
- (4) キャンプ場の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (5) その他市長が必要と認める業務

※詳細は、別に定める仕様書に従い実施することとします。

## 6 供用期間等

### (1) 供用期間

3月20日から10月31日までとします。※ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休所することができます。

### (2) 利用者の受け入れ

利用者の受け入れは、原則として、7月の第3土曜日から8月31日の期間は毎日、それ以外の期間については、金・土・日曜日及び祝・休日とします。※ただし、受け入れを指定した日以外において指定管理者が受け入れを望むときは、市はそれを妨げませんが、そのためにかかる費用について、市は考慮しないものとします。

## 7 事業収支に関する事項

### (1) 収入

#### ① 指定管理料

施設に要する経費（人件費、管理費、事務費等）については、利用料金収入等をもって充てることとし、原則、市は経費を負担しません。

#### ② 利用料金収入

本事業では利用料金制を導入するため、指定管理者は利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができます。利用料金の額は次の表のとおり条例別表(第11条関係)に定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めます。

| 施設       | 単位        | 金額     |
|----------|-----------|--------|
| オートサイト   | 1サイト1泊につき | 6,280円 |
| キャンプサイト  | 1サイト1泊につき | 3,140円 |
| 貸しテント    | 1張り1泊につき  | 5,230円 |
| シャワー     | 3分間につき    | 200円   |
| コインランドリー | 1回につき     | 310円   |

#### ③ 自主事業収入

指定管理者が施設の設置目的を効果的に達成するため、自らの創意と工夫により企画した事業（イベント等）に伴う収入を自らの収入とすることができます。

### (2) 支出

#### ① 施設の維持管理・運営に要する費用

指定管理者が行う施設の維持管理・運營業務に伴う人件費、施設の修繕費、光熱水費、保険料、警備業務や清掃業務等を外部委託した場合の委託費及びその他経費が含まれます。

市は、原則、施設の管理運營業務に係る経費を負担しません。その他帰責事由の所在が不明確なものについては、仕様書別表に定める役割分担・リスク分担表によります。

## ② 自主事業に要する費用

指定管理者は施設の設置目的を効果的に達成するため、自らの創意と工夫により企画した事業を実施することができます。なお、自主事業に係る費用はすべて指定管理者の負担となります。

ア 施設・設備の特性を十分に考慮した企画

イ 地域住民、利用者のニーズが反映された企画

ウ 事業の対象者については、各年齢層や世代間交流を考慮した企画

エ その他、指定管理者の提案による企画、イベント等

## 8 指定期間

指定期間は、令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間とします。

## 9 業務の再委託

仕様書に定める設備等の保守点検等を指定管理者から第三者へ委託することは可能ですが、管理運営に係る業務を一括して第三者に委託することはできません。

## 10 指定管理者の募集に関する事項

### (1) スケジュール

公募から管理開始までのスケジュールは、次のとおりです。

- ・募集の周知開始（募集要項の公表）：令和8年6月26日（金）
- ・説明会参加申し込み：令和8年7月6日（月）～令和8年7月10日（金）
- ・現地説明会：令和8年7月15日（水）
- ・質問受付：令和8年7月21日（火）～令和8年7月29日（水）
- ・質問回答：令和8年7月31日（金）まで
- ・申請書受付：令和8年8月3日（月）～令和8年8月12日（水）12時まで
- ・選定委員会：令和8年8月24日（月）～26日（水）のいずれか1日
- ・候補者の選定：令和8年9月上旬
- ・議会上程時期：令和8年11月議会上程予定
- ・指定管理者の指定：令和8年12月
- ・協定締結：令和9年1月

(注)本スケジュールは、募集要項の公表日時点の予定であり、変更となる場合があります。

### (2) 募集手続き

#### ① 募集の周知及び募集要項等の配布

指定管理者の募集については、令和8年6月26日（金）に沼津市ホームページに掲載します。同日から令和8年8月12日（水）までの間、募集要項その他の書類を同ホームページからダウンロードできます。

なお、沼津市役所産業振興部観光戦略課窓口においても、上記の期間（ただし、土曜、日曜、祝日を除き、8時30分から17時まで）に配付いたします。

## ② 現地説明会の開催・参加申し込み

指定管理者の募集に関する現地説明会を開催しますので、次のとおり参加をお申し込みください。応募を予定する法人、団体又は共同体（グループ）（以下「法人等」という。）は、可能な限り現地説明会に参加してください。

※現地説明会に参加しない場合でも、指定管理者に応募することはできます。

### 【参加申し込み】

- ・ 申込期間：令和8年7月6日（月）～令和8年7月10日（金）17時まで
- ・ 申込方法：「沼津市戸田はかま滝オートキャンプ場指定管理者現地説明会参加申込書」（様式9）に必要事項を記入のうえ、Eメール又はFAXでお申し込みください。なお、メールの件名（タイトル・表題・見出し等）を「沼津市戸田はかま滝オートキャンプ場現地説明会申込」としてください。
- ・ 申込先：沼津市役所 産業振興部 観光戦略課 コンベンション推進係  
E-mail：[kanko@city.numazu.lg.jp](mailto:kanko@city.numazu.lg.jp)  
FAX：055-933-1412

### 【現地説明会】

- ・ 日 時：令和8年7月15日（水）10時30分から1時間程度
- ・ 会 場：静岡県沼津市戸田3908番地の13  
「沼津市戸田はかま滝オートキャンプ場」
- ・ 備 考：参加人数は、各法人等から3名以内としてください。  
：募集要項及び仕様書等は、当日配布しないため、各自ご持参ください。

## ③ 質問書の受付

募集要項の内容等に関する質問を、次のとおり受け付けます。

- ・ 受付期間：令和8年7月21日（火）から令和8年7月29日（水）17時まで
- ・ 質問方法：「指定管理者指定申請に係る質問書」（様式8）に必要事項を記入のうえ、Eメール又はFAXで提出してください。なお、件名を「沼津市戸田はかま滝オートキャンプ場の応募に関する質問」としてください。 ※電話での質問受付は行いません。
- ・ 送付先：沼津市役所 産業振興部 観光戦略課 コンベンション推進係  
E-mail：[kanko@city.numazu.lg.jp](mailto:kanko@city.numazu.lg.jp)  
FAX：055-933-1412

## ④ 質問書の回答

質問に対する回答は、令和8年7月31日（金）までに沼津市ホームページに公表します。ただし、質問内容が不明瞭なもの、募集に関する意見の表明と解されるものについては、回答しない場合もありますので、質問事項を明確に記述してください。

## ⑤ 申請書類の受付

申請書類を、次のとおり受け付けます。

- ・受付期間：令和8年8月3日（月）～令和8年8月12日（水）12時まで（ただし、土曜、日曜、祝日を除く。）
- ・提出方法：申請書類を、市役所持参又は郵送で提出してください。  
持参の場合は、受付期間（土曜、日曜、祝日を除く）の各日8時30分から17時まで（令和8年8月12日（水）においては8時30分から12時まで）、郵送の場合は、令和8年8月12日（水）12時必着とします。  
※電子メール、FAXでの提出は認めません。
- ・提出先：沼津市役所 産業振興部 観光戦略課 コンベンション推進係  
住所 〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16番1号（沼津市役所5階）

## 11 応募に関する事項

### (1) 応募資格

応募者は、静岡県内に主たる事業所（本社・本店又は支店、営業所等）を有し、指定期間中に対象施設を安全かつ円滑に管理運営できる法人等とし、個人による申請や同一の応募者による複数申請は、受け付けません。また、単独で申請した法人等は、グループ構成員になることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。

共同体（グループ）で応募する場合は、代表団体（他の団体は構成団体とする。）を定め、「共同体（グループ）結成届出書」（様式6）を提出してください。

なお、次に該当する法人等（共同体（グループ）の場合は構成団体も含む。）は、応募者となることができません。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する法人等
- イ 直近1年間に、国税及び地方税を滞納している法人等
- ウ 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立てをしている法人等、民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てをしている法人等、又は、銀行取引の停止、主要取引先との取引の停止等の事実がある法人等
- エ 沼津市から指名停止措置を受けている法人等
- オ 市長及び市議会議員本人が経営に関わる法人等
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人等
- キ 地方自治法第244条の2第11項による指定の取り消しを受けた法人等
- ク 役員（法人の監査役及び監事を含む）のうち、次のいずれかに該当する者がいる団体
  - （ア） 成年被後見人又は被保佐人
  - （イ） 破産者で復権を得ない者
  - （ウ） 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - （エ） 暴力団の構成員等

(2) 申請書類

次のとおり書類を提出してください。提出部数は、原本1部、副本5部です。書類の不備は、審査時の減点もしくは失格の対象となる場合があります。

|   | 書類名  | 備考  |
|---|--|---|
| ① | 指定申請書（様式1）   |   |
| ② | 事業計画書（様式2-1）   |   |
| ③ | 類似施設の運営実績（様式2-2）   |   |
| ④ | 指定管理者管理運営業務収支計画書（様式3）  |   |
| ⑤ | 誓約書（様式4）   |   |
| ⑥ | 人員配置計画（任意様式）   |   |
| ⑦ | 委任状（様式5）   | 共同体（グループ）応募のみ   |
| ⑧ | 共同体（グループ）結成届出書（様式6）  |   |
| ⑨ | 共同体（グループ）結成に関する協定書（任意様式）   |   |
| ⑩ | 団体に関する書類<br>(ア) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類<br>(イ) 法人登記事項証明書<br>（法人以外の団体の場合、代表者の住民票の写し）<br>(ウ) 法人印鑑証明書<br>（法人以外の団体の場合、代表者の印鑑証明書）<br>(エ) 直近1年間（令和7年度）の国税の納税証明書<br>（法人税及び消費税）<br>(オ) 直近1年間（令和7年度）の地方税の納税証明書<br>（法人事業税及び地方消費税）<br>(カ) 申請書類を提出する日の属する事業年度の経営計画書及び収支計算書（事業計画や収支予算がわかるもの）<br>(キ) 令和7年度の経営報告書<br>（事業内容の実績がわかるもの）<br>(ク) 令和7年度の決算報告書<br>（貸借対照表及び損益計算書等）<br>(ケ) 令和7年度の人員表<br>・各決算期末の常勤役員数、常勤従業員数を記載。<br>(コ) 役員名簿<br>・直近の役員名簿を提出。 | ・代表団体は全て提出、構成団体は(ア)～(オ)を提出。<br>・(イ)～(オ)は、申請日の3か月以内に発行されたもの。<br>・(カ)～(コ)は任意様式(可能な限りA4サイズ)。 |

※ 1枚に収まらない場合は、適宜追加作成するなどして記載してください。

(3) 留意事項

① 重複提案について

応募の1法人等につき、1件の申請とし、複数の申請を行った場合は失格とします。

② 共同体（グループ）応募の構成員の変更

共同体（グループ）応募の場合、申請書類提出後の代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。ただし、代表団体又は構成団体の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性の確保及び業務遂行上の支障がないと沼津市が判

断した場合は、代表団体又は構成団体の変更を認めます。（この場合、変更に係る関係書類を改めて提出してください。）

③ 提案内容の変更の禁止

提出した書類の内容変更及び追加書類の提出はできません。

④ 虚偽の記載

申請書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

⑤ 関係者との接触等

本募集要項の配布開始日以降、説明会等、沼津市が提供する機会を除き、申請者若しくは申請者の代理人その他の関係者が、選定委員会委員等の本公募関係者に対し、接触を求めたり、文章等を送付したり、利益を供与したりするなど、申請者を有利にするよう働きかけた場合や他者を不利にするよう働きかけた場合は、失格となります。

(4) 申請書類の取扱い

① 著作権

申請書類の著作権は、申請者に帰属します。

ただし、沼津市は、市が行う審査や審査結果等の公表を行う場合、その他市が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

なお、申請書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

② 特許権等

申請書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国内の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている事業手法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

③ 申請の取下

申請書類を提出した後に取下げる場合は、指定管理者指定申請取下届（様式7）を提出してください。

④ 情報公開条例に基づく情報公開

提出された申請書類、選定過程、審査結果等については、沼津市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となります。原則として、指定管理者選定後、申請者名、選定結果等を公表します。（個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報は、非開示情報となります。）

⑤ 費用負担

申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。

## 12 応募者の選定に関する事項

指定管理者は公募により募集します。申請書類の内容及びヒアリング等の結果を審査した上で、指定管理者候補者を選定し、市議会の議決を経て、指定管理者を指定します。

#### (1) 基本的な評価基準

次の評価基準に基づき審査し、指定管理者の選定を行います。評価基準の詳細は、別表を参照してください。

- ① キャンプ場の利用に関し、平等性が確保できること。
- ② キャンプ場の効果的な管理を実現できること。
- ③ 事業計画に基づく管理を安定して行う能力を有していること。

#### (2) 選定委員会における面接審査（ヒアリング）の開催

申請書類の受付後、選定委員会において面接審査（ヒアリング）を、次のとおり行います。なお、事前に、質問事項の連絡や補足説明資料の請求をすることがあります。

・開催日：令和8年8月24日～26日のうちいずれか1日

なお、開催時間・会場・実施方法等については、別途通知します。

#### (3) 候補者の選定・通知

応募のあった法人等の中から、候補者を一団体選定します。審査結果は、全ての法人等（共同体（グループ）で応募した場合は、共同体（グループ）の代表団体）に文書にて通知するとともに、沼津市ホームページ等で公表します（令和8年10月中旬予定）。

#### (4) 指定管理者の指定

市議会の議決を経て、候補者を指定管理者に指定します（令和8年12月予定）。

### 13 協定に関する事項

選定委員会が選定した候補者と、協定内容について事前協議を行います。市議会の議決を経て、候補者を指定管理者として指定するとともに、沼津市は、指定管理者と、指定期間における包括的な事項を定める基本協定及び単年度ごとに具体的な事項を定める年度協定を締結します（令和9年1月）。

### 14 その他

#### (1) 選定の取り消し

申請者が指定管理者として選定された後、指定管理者として指定を受けるまでの間に、次に掲げる事項に該当するときは、選定を取り消すことがあります。その場合、原則として、指定管理者の選定において次点となった者を指定管理者として選定することとします。

- ① 財務状況の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき
- ② 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき
- ③ 応募資格を喪失したとき

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合、沼津市は、指定の取消しをすることができるものとします。その場合、沼津市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。なお、次期指定管理者が、円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、適切な引き継ぎを行わなければなりません。

② 指定管理者の責めに帰すことのできない事由による場合

不可抗力等、指定管理者の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について沼津市と協議するものとします。

③ 管理業務の水準が低下した場合の措置

定期的に実地調査等を行い、指定管理者の業務が仕様書に規定した内容や水準を満たしていないと判断した場合、是正や改善等必要な指示を行い、指示に従わないときその他管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の停止を命ずることがあります。

(3) 指定期間終了後の引継ぎ

指定期間終了後、再び公募により指定管理者を決定する場合には、別の法人等への引継ぎが発生することがあります。その場合、次期指定管理者が、円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、適切な引き継ぎを行わなければなりません。

(4) 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置

沼津市と指定管理者は、誠意をもって協議するものとします。

(5) 問い合わせ先

〒410-8601 沼津市御幸町16番1号（市庁舎5階）

沼津市役所 産業振興部 観光戦略課 コンベンション推進係

電話 055-934-4746 FAX 055-933-1412

E-mail : [kanko@city.numazu.lg.jp](mailto:kanko@city.numazu.lg.jp)

沼津市戸田はかま滝オートキャンプ場指定管理者審査基準

別表

| 選 定 基 準  | 審 査 項 目                             | 審 査 内 容   | 配 点 |       |
|--|-------------------------------------|---|-----|-------|
| 事業計画書の<br>内容が平等な利<br>用を確保するこ<br>とができるもの<br>であるか                      | キャンプ場の設置目<br>的及び市が示した管<br>理の方針      | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の設置目的を理解しているか</li> <li>市が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか</li> <li>経営理念や団体の経営モラルは適切か</li> </ul>   | 2 0 | 1 0   |
|  | 平等な利用を図るた<br>めの具体的な手法及<br>び期待される効果  | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業内容等が一部の市民、団体に対して不当に利用を制限又は優遇するものではないか</li> <li>障がい者の社会的障壁除去を実施するため、必要かつ合理的な配慮を的確に行っているか</li> </ul>   |     | 5     |
|  | 個人情報保護の取組                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護のための適切な措置がとられているか</li> </ul>   |     | 5     |
| 事業計画書の<br>内容が、当該公<br>の施設の効用を<br>最大限に効果<br>的・効率的に発<br>揮させるもので<br>あるか  | 利用者の増加を図る<br>ための具体的手法及<br>び期待される効果  | <ul style="list-style-type: none"> <li>年間を通じた広報計画や利用者を拡大する具体的な取組内容は適切か。その効果と実現性はどうか</li> <li>取組みにおける地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか</li> </ul>  | 5 5 | 1 0   |
|  | サービスの向上を図<br>るための具体的手法<br>及び期待される効果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>自主事業の提案など、サービスの向上を図る取組みが、施設及び機能を活用し、かつ、市が意図した内容となっているか</li> <li>利用者からの苦情処理やトラブルへの対応は適切か</li> </ul>   |     | 2 5   |
|  | 施設の維持管理の内<br>容、適格性及び実現の<br>可能性      | <ul style="list-style-type: none"> <li>日常的な施設の安全管理や施設利用者の安全確保の具体的な方法が立てられているか</li> <li>事故や災害発生時の危機管理に係る意識や能力があり、発生時の具体的な対応が示されているか</li> <li>施設等の維持管理を適正に実施できる具体的な計画が立てられているか</li> </ul> |     | 2 0   |
| 事業計画書に<br>沿った管理を安<br>定して行うため<br>に必要な能力<br>(人員、財政的<br>基盤等)を有し<br>ているか | 収入計画の内容及び<br>適格性                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか</li> </ul>   | 2 5 | 5     |
|  | 安定的な運営が可能<br>となる人的能力                | <ul style="list-style-type: none"> <li>業務を円滑に推進できる職員の配置や業務分担がなされているか</li> <li>職員の指導育成、研修体制は十分か</li> </ul>   |     | 1 0   |
|  | 安定的な運営が可能<br>となる財政的基盤               | <ul style="list-style-type: none"> <li>財政状況は健全であり、業務を確実にこなせる経営的に安定した団体であるか</li> </ul>   |     | 5     |
|  | 類似施設の運営実績                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の管理にどの程度実績があり、本件施設を良好に管理運営できることは可能か</li> </ul>   |     | 5     |
| 合 計  |                                     |   |     | 1 0 0 |